



## 6.5 富士北麓地域の景観上の規制状況

富士北麓地域は富士箱根伊豆国立公園内に位置しており、路面表示等サイン類の設置を検討する際に、自然公園法や県及び関係市町村の景観条例に留意する必要があるため、それぞれの規制状況について示す。

### 6.5.1 山梨県の景観条例における規制

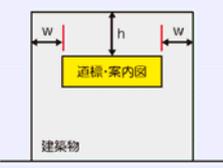
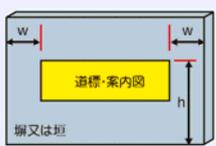
- 平成2年に「山梨県景観条例」が制定され、これに基づく、公共事業を行う際の「公共事業等景観形成指針」が制定された。そのうち、法定外標識等の設置については、下記の通り記述されている。



【出典：山梨県 「公共事業等景観形成指針のあらまし」 H2】



- また、山梨県では「屋外広告物の手引き」(H24.9)と「屋外広告物ガイドライン」(H26.10)が発表されている。
- 「屋外広告物の手引き」では、道標及び案内図のサイズや色彩については、下記の基準が設定されている。

道標及び案内図に係る基準					
	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
高さ (h)	h≤3m (塀又は垣を利用する広告物等:h≤2.5m)		h≤5m		
表示面積 (A)	A≤1㎡ 1㎡(以下)×共同表示者の数≤10㎡(集合看板の場合)		A≤2㎡ 2㎡(以下)×共同表示者の数≤16㎡(集合看板の場合)		
色彩 最大面積色の明度 (V) 最大面積色の彩度 (C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色相: R、YR、Y、GY又はG</li> <li>・3≤V≤7</li> <li>・C≤4 (色相がR、YR、Y又はGYの場合:C≤6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2≤V≤8 (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域:V≥2)</li> <li>・C≤6 (色相がR、YR又はYの場合:C≤8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V≥2</li> <li>・C≤6 (色相がR、YR又はYの場合:C≤8)</li> </ul>		
その他	<p>・建築物を利用する広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと</p> <p>(1) 外壁を利用する広告物等であること (2) 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと (h) (3) 広告物等が外壁の側端から突出しないこと (W) (4) 1壁面につき2枚以下であること</p> <p>・塀又は垣を利用する広告物等にあつては、広告物等の側端が塀又は垣の面の側端及びその延長線から突出しないこと (W)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○表示または設置する場所は、誘導のためやむを得ないと認められるものであること ○ネオン管を使用しないこと ○照明が点滅しないこと ○表示の内容が変化するものでないこと (第三種を除く) ○主たる表示内容が、誘導を目的としたものであること</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">誘導目的以外の表示面積</div> <div style="font-size: 2em;">&lt;</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">誘導目的の表示面積</div> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住所、電話番号、業種名、営業日・時間、URL、キャッチフレーズ、写真・絵画等、誘導目的以外の表示内容</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘導目的の表示面積は全体表示面積の過半であること</li> <li>● 誘導目的の表示内容は、店舗・事業所名、方向、案内図、距離等で、営業内容等を含まないもの</li> <li>● 店舗・事業所名のほかに誘導に必要な方向、案内図、距離等を必ず表示すること</li> </ul> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>イメージ</p> </div>				

【出典：山梨県 「屋外広告物の手引き」 H24.9】



- 「屋外広告物ガイドライン」では、富士山周辺地域に屋外広告物を設置する際、色等について、下記の通り記述されている。

### 富士山周辺地域

富士山とその周辺にある神社、登山道、湖沼等の文化財は、平成25年6月、世界遺産として登録されました。それは富士山が、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、世界にふたつとない価値を持ち、また周辺の文化財も世界文化遺産としてふさわしい価値を有しているからです。私たちはこれから世界に誇れる文化遺産の価値を保全し、後世に継承していくことが求められています。

こうしたなか、屋外広告物は富士山周辺地域の景観形成を考える上で重要な要素の1つであるため、富士山の眺望を阻害せず、文化財との調和を乱さないよう、注意して設置する必要があります。



#### ❗ 配慮したいポイント

- 高彩度色は使わない。 【推奨】「推奨する色彩」を参照
- 色数を抑える。 【推奨】色数は3色までとし、写真広告は控える。
- 必要以上に大きなものは避け、小さくても情報が伝わるようデザインを工夫する。
- できるだけ自然素材を用いる。
- 緑を活かしたうるおいのある空間の演出を行う。
- LED広告などの表示内容が変化するものや照明が点滅するもの、ネオン管は設置しない。
- 外照式の照明を設置する場合は、広告物以外を照らさないよう工夫する。

#### 推奨する色彩

【推奨色】彩度6以下（色相がR、YR、Yの場合、彩度8以下）、明度2以上8以下

明度	SR	SYR	SY	SGY	SG
	SBG	SB	SPB	SP	SRP
	彩度				

推奨する色彩の範囲

【出典：山梨県 「屋外広告物ガイドライン」 H26.10】



## 6.5.2 各関係市町村における規制

- 富士北麓地域における関係7市町村の景観計画、景観条例内のうち、法定外標識等に関する規制の状況は下記の通りである。

市町村名	項目	関連記述	出典	備考
富士吉田市	法定外標識	—	—	景観計画は今後策定予定
	路面表示	—	—	—
身延町	法定外標識	—	—	—
	路面表示	—	—	—
西桂町	法定外標識	○山梨県屋外広告物条例に基づき、道標・案内図は1m <sup>2</sup> 以内	西桂町景観計画	—
	路面表示	—	—	—
富士河口湖町	法定外標識	○広告サインの文字は、不必要に大きなものは使用しない ○屋外広告物については、必要最小限度の大きさ、設置個数に留めるとともに、道路の快適な見通しの確保、富士山や湖などの良好な自然経過や地域景観との調和に配慮する ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める	富士河口湖町景観計画	—
	路面表示	—	—	—
忍野村	法定外標識	○色彩は、落ち着いた低明度のこげ茶色系を原則とする ○道路交通の安全に影響のある交差点などへの設置は極力避けるよう努め、やむを得ない場合は、位置・大きさに配慮する	忍野村景観計画(改定版)	—
	路面表示	—	—	—
鳴沢村	法定外標識	○「山梨県景観条例」に基づき規制を行う	鳴沢村景観計画	—
	路面表示	—	—	—
山中湖村	法定外標識	○自然公園法および山梨県屋外広告物条例に基づき、良好な屋外広告物の風景づくりを推進	山中湖村景観計画	○現地調査やヒアリングの結果では、法定外標識等の色は基本茶色
	路面表示	—	—	—

※「西桂町景観計画」、「富士河口湖町景観計画」、「忍野村景観計画(改定版)」、「鳴沢村景観計画」、「山中湖村景観計画」により作成

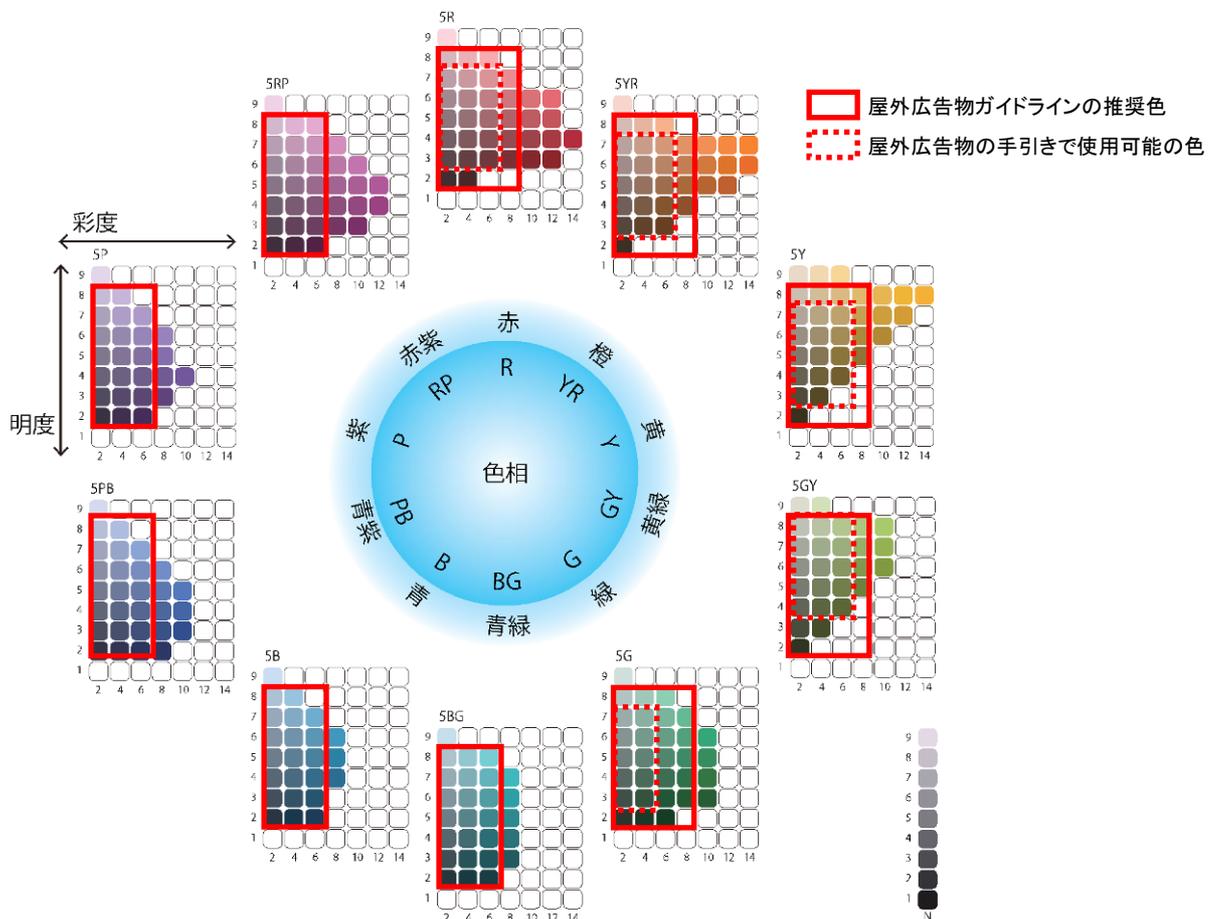


### 6.5.3 富士北麓地域の景観上の規制状況のまとめ

- 本構想においては、路面表示及び法定外標識をデザインする際に、地色及びサイズについて、地域における統一性を図るため、上記で整理した各種規制のうち最も厳しいものを基準とし検討を行った。

項目	サイズ	色	備考
サイン	○高さ $\leq 3m$ ○表示面積 $\leq 1m^2$ ただし、集合看板の場合 $\leq 10m^2$	○色相: R,YR,Y,GY,G ○明度: $3 \leq V \leq 7$ ○最大面積色の彩度: $C \leq 4$ (色相が R、YR、Y、GY の場合 $C \leq 6$ )	○現地調査から、既存の法定外看板は濃い茶色を使用
路面表示	—	○路面表示は環境省の管轄ではないため、青にする問題がない。(県内の既存事例では、赤を使用。)	○形状、色については特に規制がなく、設置する際に、各関係機関(国、環境省、関係市町村、警察)との協議が必要

<参考> 色彩の範囲設定





## 6.6 「山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）」検討委員会

本構想を取りまとめるにあたり、富士北麓地域において各道路管理者、観光関係団体等からなる検討委員会を設立し、各種検討内容の審議を行い、本構想の策定に至った。

### 6.6.1 設立趣旨

- 富士北麓地域において各道路管理者と観光関係団体等が連携し、自転車が利用しやすい環境を整え、民間事業者の投資を促す体制づくりを進めるために、「山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）」を策定し、実施に向けた検討を行うため「山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）検討委員会」を設立する。

### 6.6.2 委員メンバー

#### ■ 【委員長】

山中英生：徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 教授

#### ■ 【委員（所属名）】

一般社団法人 富士五湖観光連盟

一般財団法人 ふじよしだ観光振興サービス

公益社団法人 やまなし観光推進機構

富士吉田商工会議所

特定非営利活動法人 富士山麓観光まちづくり研究所

富士急行株式会社 交通事業部

富士吉田市産業観光部富士山課、都市基盤部道路公園課

身延町観光課、建設課

西桂町産業振興課、建設水道課

忍野村観光産業課、建設課

山中湖村観光課、生活産業課

鳴沢村企画課、振興課

富士河口湖町観光課、都市整備課

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所道路管理第二課

山梨県観光部観光振興課、県土整備部道路整備課、県土整備部道路管理課

山梨県警察本部交通部交通規制課



## 6.6.3 開催経緯

開催日		主な議事内容
第1回	平成27年10月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①山梨サイクルネット構想(富士北麓地域)について</li> <li>②富士北麓地域における自転車利用環境の現状と課題</li> <li>③目指すべき目標(案)</li> <li>④対応方針(案)</li> <li>⑤対策メニュー(案)</li> <li>⑥今後のスケジュール</li> </ul>
第2回	平成27年12月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第1回委員会のおさらい</li> <li>②コース2(中級者)の一部ルート変更(忍野村内)について</li> <li>③ハード的対策の具体案</li> <li>④事業展開の推進に向けた整備方針(案)</li> <li>⑤「山梨サイクルネット構想(富士北麓地域)(案)」取りまとめ構成(案)</li> <li>⑥今後のスケジュール</li> </ul>
第3回	平成28年2月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第2回委員会のおさらい</li> <li>②ピクトグラム等検討・修正結果について</li> <li>③矢羽根等路面表示の色彩について</li> <li>④「山梨サイクルネット構想(富士北麓地域)(案)」の策定結果</li> <li>⑤今後の事業展開について</li> </ul>



平成 28 年〇月

〔問合せ先〕

山梨県 県土整備部 道路整備課

住 所 : 甲府市丸の内 1-6-1

電 話 : 055-223-1691

Fax : 055-223-1693

E -Mail :

